

1. はじめに

1-1 計画策定の背景

大宰府跡（以下、本史跡）は、昭和47年度～昭和58年度にかけて、福岡県が主体となり、本格的な史跡整備の推進が図られました。これら整備により現在見える本史跡の全体像が整えられています。

太宰府市（以下、本市）には、本史跡のほかに水城跡、大野城跡の特別史跡が2つ、観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山の5つの国史跡が存在し、史跡指定地の面積は市域の約17パーセントに及びます。本史跡はこれらの中心的存在であり、大正10（1921）年に史跡に指定されて以来100年を超える歴史を持ち、本市を特徴付ける史跡の象徴的な存在として知られています。さらには、天平時代の大宰帥大伴旅人がこの地で催した梅花の宴の情景を描いた万葉集より元号令和が生まれたことにより、本史跡は令和発祥の地「令和の都」として全国から注目され、改めて本市のゆるぎない誇りとなりました。本史跡は初期の整備から半世紀を迎え、施設の老朽化に加えて文化財の調査研究の蓄積により史跡の価値の高まり及び理解に関する進展がみられます。文化財が置かれた社会環境は50年を経て大きく変化し、近年では都市計画的観点や都市防災、観光施策的観点等から本史跡への注目度が高まっています。こうした背景から、史跡と共に暮らしてきた市民からも様々な意見が聞かれるようになり、市の総合戦略や施政方針などにて「住まう人も訪れる人もともに慶び合えるまちとして、令和の都だざいふとしてさらなる飛躍を期すとともに観光客参拝客からの経済税収効果を飛躍的に高め市民メリットを体感できる市民と交流人口・関係人口の相互発展を目指し、史跡の先進的多用途活用を図る」ことが掲げられました。このような状況を踏まえ、本計画は本史跡の置かれた状況を整理したうえで、新たな史跡の将来像を示すものとして策定しました。

1-2 計画の目的

本計画の目的は、我が国を代表する特別史跡であり、本市の象徴として市民の誇りとなり、多くの人々に親しまれる本史跡の維持向上、さらなる発展を目指し、将来にわたって史跡の価値を保存するとともに、既往の整備で創出された古代大宰府が感じられる心地よい空間の保全・継承を第一としつつ、官民連携による先進的多用途活用に資する環境を整えることです。

※先進的多用途活用とは、ふるさと納税や内閣府の地方分権改革推進提案の制度を活用し、時の旅人プロジェクトや史跡 100 年プロジェクト、令和の都だざいふ「梅」プロジェクト、さらには回遊性を持たせた観光ルート推進など史跡をはじめ、関係する文化遺産の価値を損なうことなく多様な活用を実践することを通じた先進的な取組です。

1-3 計画策定の経緯

近年の本史跡の保存活用に関わる状況の変化について、平成26（2014）年10月、客館跡が特別史跡大宰府跡に追加指定されました。平成28（2016）年3月には「大宰府跡客館地区整備基本構想」を策定し、客館跡の整備を進めてきました。また、平成28（2016）年3月には本市にある8つの史跡を包括した『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』、平成29（2017）年3月には『特別史跡大宰府跡保存活用計画』を策定しています。『特別史跡大宰府跡保存活用計画』では、本史跡の価値として「歴史的価値」、「人と遺跡が共存する価値」、「風景の価値」を設定し、本史跡の目

指す方向には「古代大宰府が感じられる心地よい空間」を掲げています。

他方、令和4（2022）年7月、本市は『太宰府市文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）』を作成し、国の認定を果たしました。この地域計画では、目指す方向に「世界に冠たる令和の都太宰府を目指して」を掲げ、歴史的景観・環境の保全に向けて『大宰府跡整備基本計画』の策定を、産業・観光推進の滞在型回遊ルート・施設・コンテンツの充実に向けて史跡指定地の「先進的多用途活用の推進」を位置付けています。また、重点的措置（保存活用区域）として大宰府関連史跡群を取り上げ、「史跡群の魅力をさらに向上するとともに、広大な史跡を将来に伝えるため、先進的多用途活用により、新たな付加価値を生み出し、多くの人に親しまれ、人々が集まる史跡の実現」を目指すことを定めたところです。また、令和6（2024）年3月には蔵司地区丘陵部の発掘調査の成果が報告書として正式に公表され、知見の無かった政庁地区西側の丘陵部の史跡の詳細が明らかになりました。

このような状況を踏まえ本計画の策定にあたっては、太宰府市史跡整備検討委員会で審議を行いました。検討委員会における審議を踏まえ、ワークショップやパブリック・コメント等の手続きを経て、本計画を策定しました。

審議の詳細等は資料編に掲載します。

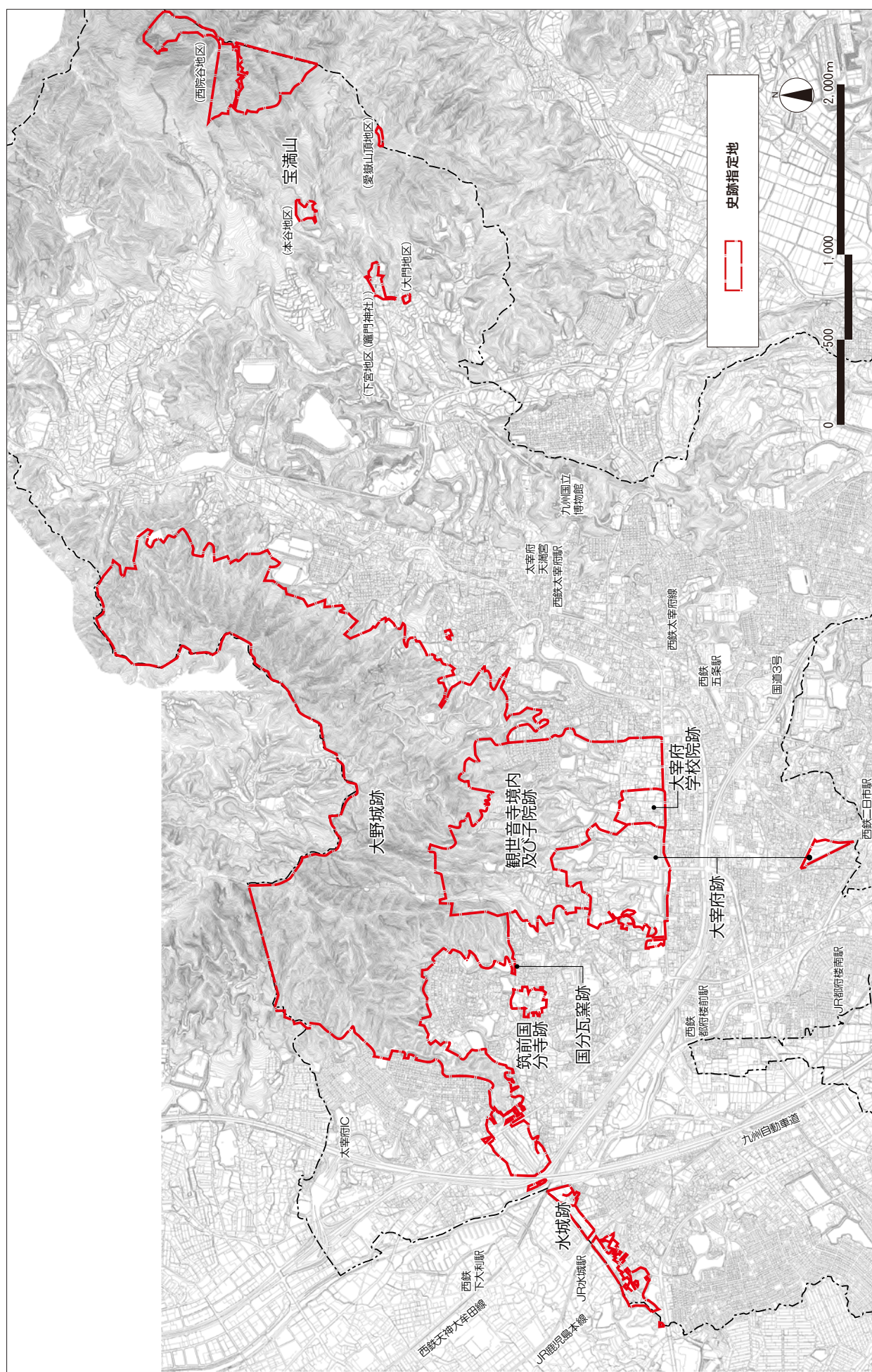


図1-1: 大宰府関連史跡(市内所在)

1-4 計画対象範囲

計画対象範囲は、本史跡の史跡指定地に保護を要する範囲等を加えた以下の範囲とします。

本史跡は、政庁跡と平成26（2014）年10月に飛び地で追加指定された客館跡で構成されます。政庁跡と客館跡は約1km離れ、周囲の状況も大きく異なります。

本計画では政庁跡とその周辺を政庁地区、客館跡とその周辺を客館地区と呼びます。

なお、本計画の策定にあたっては、必要に応じて、計画対象範囲外についても保存活用の方性を設定します。

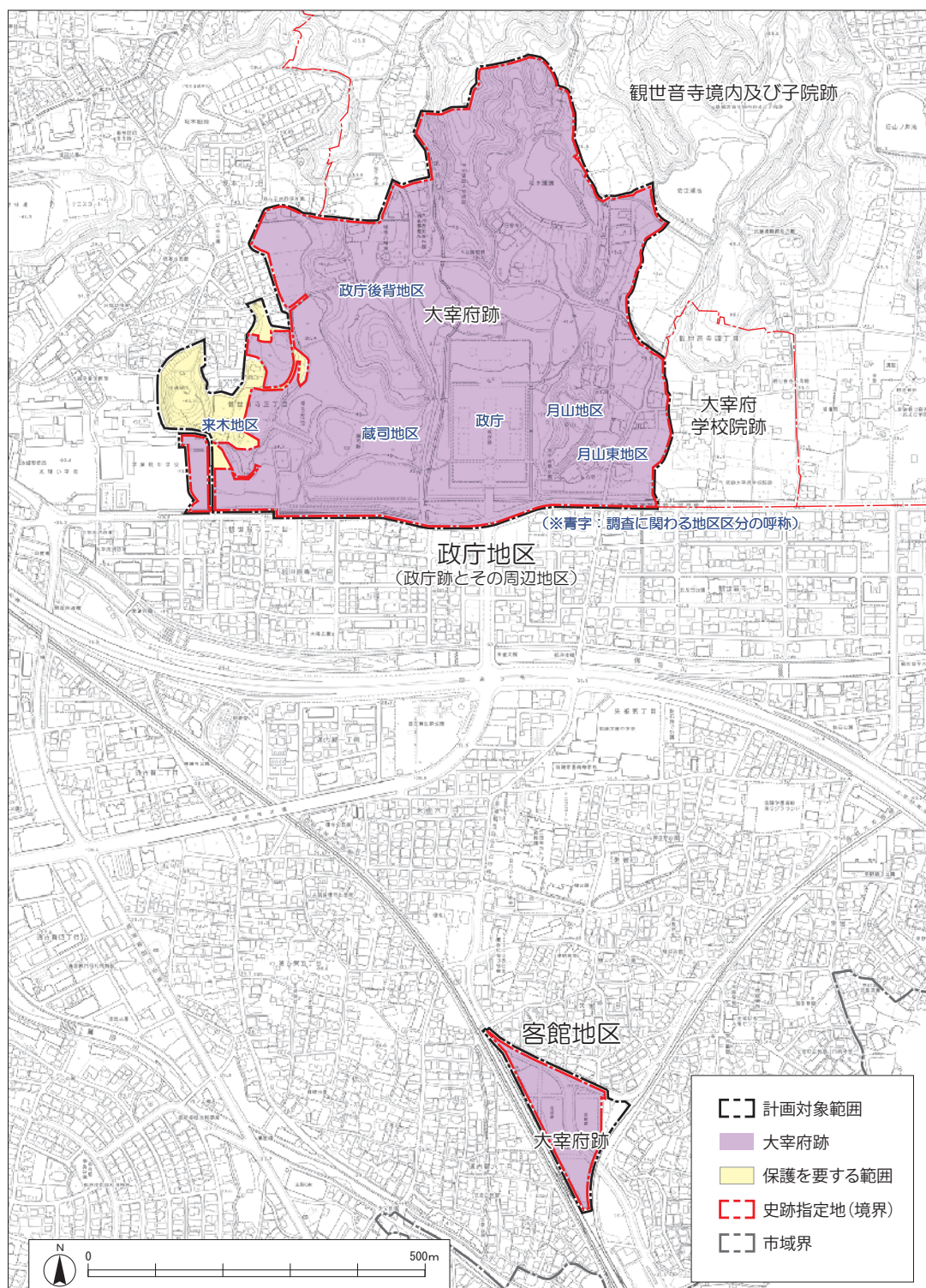


図1-2：計画対象範囲

1-5 関連計画との関係

以下、本計画の関連計画を紹介します。

(1) 市関連計画

1) 第3期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（通称、まちづくりビジョン）（令和7（2025）年3月策定、計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）

急速に進む少子高齢化、人口減少や東京圏への一極集中を是正し、将来渡って活力のある社会を実現していくため策定した計画です。

基本目標の1つとして、「令和の都だざいふ構想」を掲げ、世界・アジアの玄関口として、また我が国、西日本、九州の政治・外交・防衛の要所として栄えた令和の都にふさわしい大きな視点で史跡の維持保存・活用等を目指しています。主な取組の1つに「史跡の保存・活用」を掲げ「太宰府関連史跡の保存活用計画の策定、整備・再整備の推進」を位置付けています。また、観光客が集中している太宰府天満宮、九州国立博物館から太宰府政庁跡、客館跡、太宰府展示館などへの観光客の回遊性向上を掲げています。

2) 太宰府市国土強靱化地域計画（令和4（2022）年9月策定、計画期間：令和4（2022）年度～令和6（2024）年度）

『太宰府市国土強靱化地域計画』は、『太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略』と並列に位置付けられ、本市の分野別計画において、国土強靱化に関する施策を総合的に推進する指針です。

推進方針では、記念物（史跡）が大規模災害時に喪失しないよう、日頃から適切な管理と保護を図ることを示しています。また、荒廃森林の活用を図るため、森林所有者と協力して森林の保全・整備に努めることを定めています。

3) 太宰府市教育大綱（平成28（2016）年策定、令和6（2024）年3月最終改訂、計画期間：令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）

『太宰府市教育大綱』は、本市の教育政策の今後の基本理念や基本目標を示すものです。

基本理念「令和の都だざいふの宝である子どもをまんやかに」と5つの基本目標を掲げています。また、基本施策の1つには「令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用」として、「古より我が国の政治、行政、外交、防衛、文化、交易などの要衝であり、元号令和の発祥の地ともなった令和の都だざいふの数多くの歴史・文化遺産は、市のかけがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進」することを明記しています。

なお、太宰府市教育委員会では、上記「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「太宰府市教育大綱」に定める本市の教育の振興や活性化に関する基本的方針を踏まえ、各年度に実施する教育施策等を『太宰府市教育施策要綱』に定め、その推進に取り組んでいます。

4) 第二次太宰府市都市計画マスタープラン（平成29（2017）年7月策定、計画期間：平成29（2017）年度～令和18（2036）年度）

『第二次太宰府市都市計画マスタープラン』は、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするマスタープランです。

将来都市像には、都市づくりの理念「豊かなみどりと歴史に囲まれた 明るく住みよいまちづく

り」と都市づくりの目標の1つに「歴史・文化遺産を生かした活力のある都市づくり」を掲げています。この目標の中には、本史跡等の歴史的、文化的資源を活用し、市民と来訪者が交流を図りながら、活気あふれるまちを目指すことを定めています。

地域別方針では、四王寺山の史跡と低層住宅地域及び中央市街地地域に本史跡が含まれています。市街化調整区域のまちづくり方針の「大宰府政庁跡及び観世音寺子院跡の活用」には「特別史跡大宰府跡及び観世音寺子院跡周辺の区域を「歴史・観光」拠点に位置付け史跡の回遊性を図る中心拠点として、その保全と活用を図ることを定めています。また、市街化区域のまちづくり方針では「歴史・観光」核の機能充実を図るため、客館跡の保全、活用に向けた整備を進めること等を掲げています。

5) 太宰府市歴史的風致維持向上計画（第2期）（以下、「歴まち計画」）（令和5（2023）年3月認定、計画期間：令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

『太宰府市歴史的風致維持向上計画』は、平成22（2010）年11月に認定された第1期計画に続き令和5（2023）年度以降も事業を推進するため、令和5（2023）年3月に第2期計画が国の認定を受けました。この計画は、本市内におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致として将来に伝える歴史まちづくりを推進する計画です。8つの維持向上すべき歴史的風致を設定しています。

本史跡は、この重点区域内に位置し、関連する事業としては、大宰府関連史跡の整備、朱雀大路の修景・解説広場整備、大宰府関連史跡群のサイン整備、歴史の散歩道環境整備等が位置付けられています。

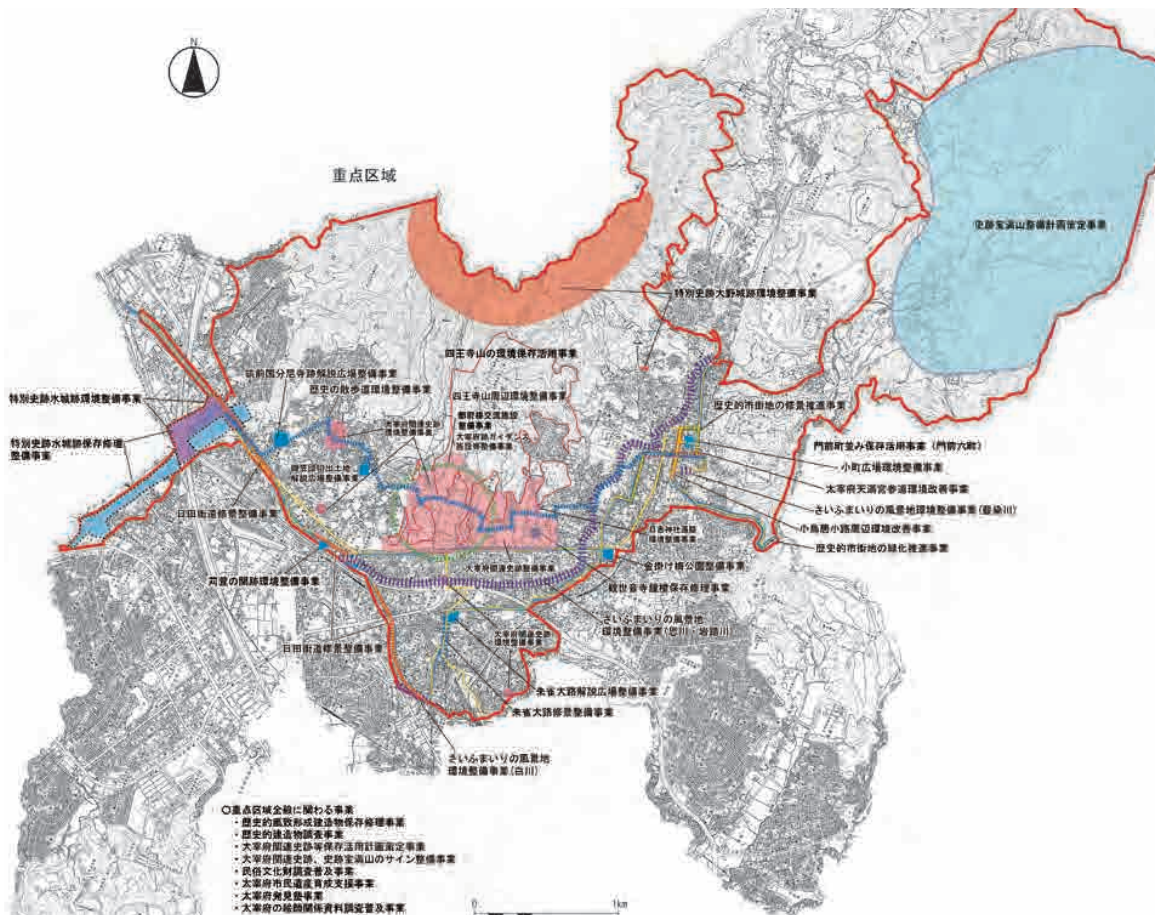


図1-3：歴史的風致維持向上計画に基づく各事業の位置

6) 太宰府の景観まちづくり計画、景観計画(以下、「景観計画」)【第4版】(平成22(2010)年12月策定)

本市では、太宰府らしい景観形成のために、「景観法」に基づく「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を制定し、基本的な行動指針である『太宰府市景観まちづくり計画』と具体的なルール(誘導指針)としての「太宰府市景観計画」を策定しています。

計画は、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などにより改訂が必要となった場合に、時期によらず見直しを行うこととしています。これまで、運用上の修正、屋外広告物等の規制誘導の強化、下屋庇等の参道景観の保全等を行うための計画変更を行っています。

本史跡は、景観上重要な地区であり、積極的に良好な景観の形成を図る地区として指定される景観育成地区「人と遺跡の共存史地区」の中に位置しています。本市は、景観計画に基づき、景観形成の方針や景観育成基準を定めています。

7) 第二次太宰府市観光推進基本計画(令和6(2024)年3月策定、計画期間:令和6(2024)年度~令和10(2028)年度)

『第二次太宰府市観光推進基本計画』は、「本市が有する歴史や文化などの地域資源を活用して、地域市民や民間事業者等と連携し体験型観光による地域活性化を促進するとともに、観光客からの経済税収効果をさらに高め、市民にその効果を還元すること」により「住まう人も訪れる人もともに慶びを分かち合える”令和の都だざいふ”」を目指した計画です。太宰府天満宮及び参道エリアに観光客が集中し、滞在時間、観光による経済効果が十分に享受できていないこと、オーバーツーリズムの問題が発生していることを受け、本市の観光を総合的かつ体系的に推進していくために、令和6(2024)年3月に第二次計画が策定されました。

基本施策には、国内外の観光客に向けた効果的な観光プロモーションの推進や、他自治体等との連携による観光コンテンツの開発強化、大宰府政庁跡周辺エリアへの周遊促進のためのコンテンツ造成、観光人材の育成及び自立型観光組織体制の検討、市民の観光施策への参画を行っていくことなどを定めています。

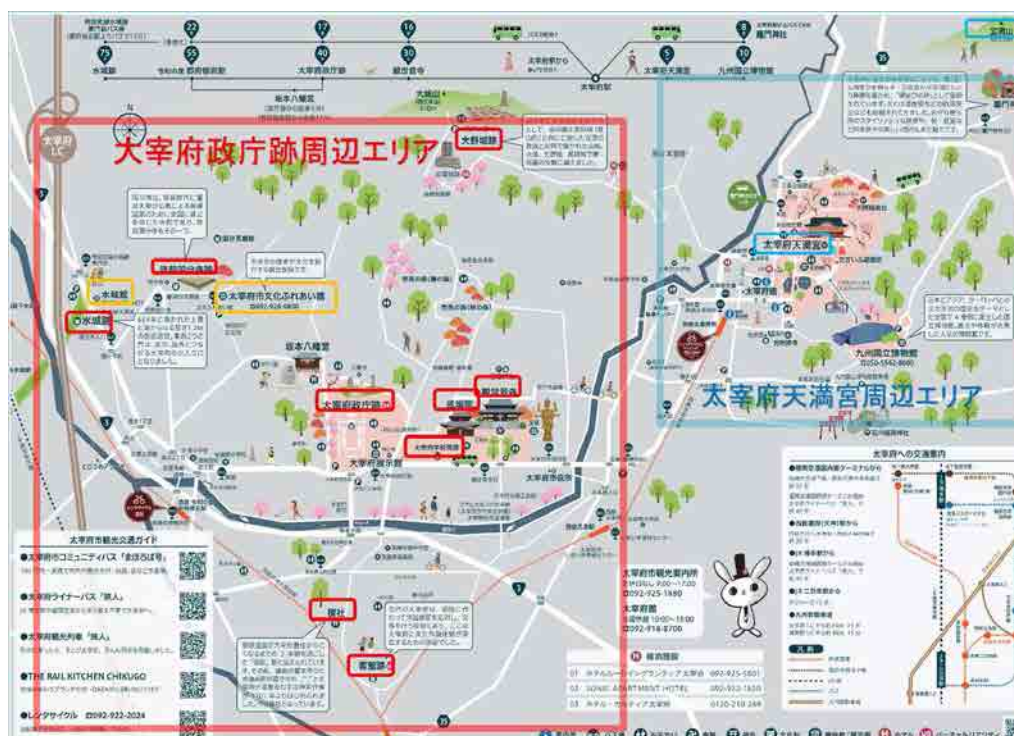


図1-4: 第二次太宰府市観光推進基本計画に基づくエリア設定

8) 第四次太宰府市環境基本計画（令和3（2021）年8月改訂）

『第四次太宰府市環境基本計画』は、太宰府市環境基本条例に基づき制定したものです。環境保全に関する基本的方向を示し、国や県の環境基本計画に準じて、本市の良好な環境づくりを幅広い立場から総合化することを目的としています。

3つの重点戦略に「健康で心豊かな暮らしの実現」、「地域ストックを活用した持続可能な地域づくり」、「持続可能な脱炭素・循環型都市」を設定し、この戦略を支えるものとして、6つの環境施策を掲げています。

なお、環境施策の中で「生物多様性の確保・自然共生」を掲げており、外来生物侵入防止等に関する取組を示しています。

9) 太宰府市地域防災計画（令和2（2020）年1月改訂）

『太宰府市地域防災計画』は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があるときは、太宰府市防災会議において修正しています。

同計画の予防計画には文化財等の防災対策を促進すること、応急対策計画（風水害・地震）には本市が所有・管理する文化財の被害状況を調査すること等を定めています。

10) 太宰府市民遺産活用推進計画（平成17（2005）年3月策定）

『太宰府市民遺産活用推進計画』は、平成17（2005）年に策定した『太宰府市文化財保存活用計画』とあわせて、太宰府市歴史文化基本構想として位置付けた計画です。

市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える太宰府の実現を目指すものであり、太宰府市民遺産の育成に向けた理念や方向性を示しています。

市民遺産とは市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産、そして文化遺産を保存・活用する景観・市民遺産育成団体（以下、「育成団体」とする）による育成活動を総合したものです。

市民遺産は、市民等で構成される育成団体の提案に対して、景観・市民遺産会議から認定を受けます。令和5(2023)年3月時点で17の市民遺産が認定されています。

第4号「芸術家 富永朝堂」、第5号「万葉集つくし歌壇」、第6号「太宰府における時の記念日の行事」に関する文化遺産や活動が史跡指定地と関係しています。

表1-1：大宰府跡に関係する太宰府市民遺産（令和6（2023）年3月時点）

認定番号	市民遺産名称	景観・市民遺産育成団体	解説	指定地との関係
第4号	げいじやつか 富永朝堂	NPO 法人歩かね太宰府	日本木彫界の本道を受け継ぐ芸術家富永朝堂。歩かね太宰府は様々な作品や朝堂の家等を伝える活動を行っている。	アトリエ「吐月叢」が月山の東側、史跡指定地内にある。
第5号	まんようしゅうか 万葉集歌壇	大宰府万葉会	万葉集には大宰府が舞台の歌が多数収められている。万葉会では歌とともに今の太宰府の素晴らしさを伝える活動を行っている。	史跡指定地内に多くの歌碑が置かれている。
第6号	だざいふ 太宰府における時の記念日の行事	ときやまかい 辰山会	時の記念日が制定され、辰山を望む都府楼で記念式典が行われ、一度は途絶えたが、再興されて現在に至っている。	毎年6/10早朝、政庁跡に時計を持たず集合する行事である。

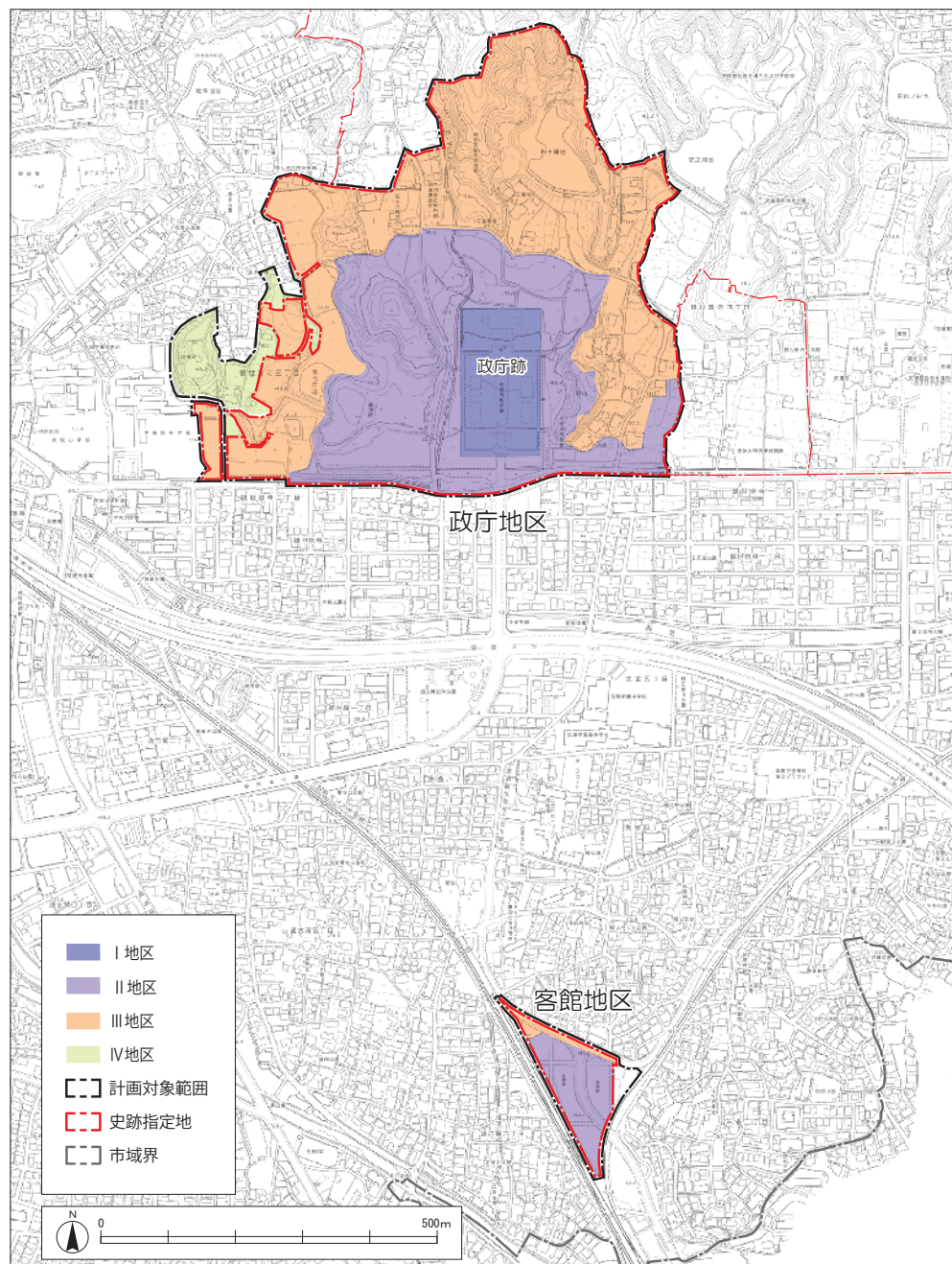
11) 大宰府関連史跡に関する保存活用方針（平成28（2016）年3月策定）

『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』は、本史跡、大野城跡、水城跡、観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡（以下、観世音寺境内及び子院跡という）、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大

宰府学校院跡、宝満山の8つの史跡を俯瞰的に捉え、一体的に保存・活用していくことを目的としたものです。保存活用計画の一部に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』（平成17（2005）年策定）を見直し、策定しました。

「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間～生活と共生する8つの史跡～」を基本理念とし、8つの史跡に関する保存、活用、整備及び管理・運営の各方針を定めています。整備については人々が立ち寄りやすい見学環境の確保を行うとともに、8つの史跡の一体感やつながりを高める史跡整備に取り組むことを掲げています。

12) 特別史跡大宰府跡保存活用計画（平成 29（2017）年 3 月策定）



- I 地区：大宰府政庁跡の範囲
 II 地区：既存の史跡整備範囲及び重要な遺構が確認された範囲、古代大宰府が設置された当時の地形を良く残す範囲
 III 地区：人と遺跡が共存する範囲
 IV 地区：保護を要する範囲

図1-5：保存管理に関する地区区分

『特別史跡大宰府跡保存活用計画』は、大宰府関連史跡の中核である本史跡において、史跡の保存を第一にしながら、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出することを目的に策定しました。

特別史跡としての「歴史的価値」に加えて、「人と遺跡が共存する価値」と「風景の価値」を本史跡の価値として定め、目指す方向に「古代大宰府が感じられる心地よい空間」を掲げ、保存管理の地区区分としてⅠ～Ⅳ地区を設定しています。

既存整備箇所に見られる目立った損傷箇所の補修や再整備に向けた取組、見学の利便性の向上や本史跡の価値の顕在化させることが整備課題として示されており、関連部署である都市計画担当との連携によって歴史まちづくり法に基づく街なみ環境整備事業（以下、歴まち事業）等を活用した整備が必要であると明記しています。

整備方針には、本史跡の保存を第一に、古代大宰府が感じられる空間の創出に取り組むことを定めています。具体的には、ガイダンス施設やアクセス環境を整えとともに、人々の回遊を促す散策ネットワークの形成に向けて、統一された解説サイン、ICT技術やユニバーサルデザイン等を取り入れることを定めています。

政庁地区の整備については、植栽の管理状況や毀損箇所等を総合的に把握し、既存整備箇所の再整備に取り組むこと、そして、その周辺部は、調査研究成果をもとに政庁跡と一体となった計画的な整備に取り組むことを記載しています。

客館地区の整備については、平成28（2016）年3月に策定された『大宰府跡客館地区整備基本構想』に掲げる基本理念「つながりの場の核となる客館跡」に基づき、遺構の万全な保存と、価値の伝達と成長により、歴史や文化、空間、人々をつないでいく場の再生を目指した整備・活用を行っていくことを定めています。

13) 大宰府跡客館地区整備基本構想（平成28（2016）年3月策定）

『大宰府跡客館地区整備基本構想』は、極めて重要な遺跡である客館跡について、本史跡の価値の万全な保全を第一義としながら、西鉄二日市駅に隣接する立地特性を活かした大宰府への新たな玄関口としての位置付けや活用イメージに即した整備の方向性を示すことを目的に策定しました。

遺跡の価値には、(1) 客館跡としての遺跡の価値、(2) 大宰府における外交の様相を伝える価値、(3) 大宰府条坊としての価値、(4) 地形・地理が形づくった要衝としての価値の4つを設定しています。

基本構想には、基本理念「つながりの場の核となる客館跡」を掲げるとともに、基本方針として(1) 歴史・文化をつなぐ、(2) 拠点をつなぐ、(3) 人をつなぐ (4) 未来につなぐの4つを設定しています。

事業の進め方については、Ⅰ期整備供用開始後、約10年でⅡ期整備を予定しており、大型建物の表現や、ガイダンス施設の整備等の実施を定めています。

14) 太宰府市文化財保存活用地域計画（令和4（2022）年7月認定）

『太宰府市文化財保存活用地域計画』は、平成22（2010）年度策定の「太宰府市歴史文化基本構想」を引き継ぐ、新しい本市文化財行政のマスタープランであり、また保存活用をすすめるためのアクションプランです。令和4（2022）年7月22日に開催された文化庁文化審議会文化財分科会において、認定するよう文化庁長官に答申され、この答申に基づき、同日文化庁長官より認定さ

れました。

未指定を含めた有形・無形の文化財を、まちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財保護に取り組んでいく体制づくり整備のための計画です。

目指す方向には、「住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、慶びを分かち合える『世界に冠たる令和の都 太宰府』」を掲げ、その実現のため、文化遺産の保存・活用に関する3つの基本方針として「つたえる：社会総がかりで文化遺産を将来に継承する取組の推進」、「ひろげる：文化遺産に対する人々の関心を高める取組の推進」、「ささえる：文化遺産の保存・活用を支える取組の推進」を設定し、その下に基本的措置と重点的措置を定めています。

重点的措置には、大宰府関連史跡群の保存・活用（文化財保存活用区域）を設定し、本史跡を含めた史跡整備に向けた措置を定めています。

この計画では、歴史的景観や環境の維持向上に向けて、本史跡をはじめとする関連史跡群の遺構整備に加え、拠点施設や回遊性向上のための環境整備を行うことを推進しています。具体的には、大宰府条坊の痕跡を現道として残す地域において、歴史的道路の顕在化に取り組むほか、来訪者向けのガイダンス施設、本史跡地内に展開する散策路等への誘導サイン、解説サインを整備することを定めています。

（２）日本遺産

日本遺産は、地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化した、我が国の文化・伝統を語るストーリーを国が認定するものです。関係省庁の協力のもと、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、また世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るとされています。

平成27(2015)年4月、初の日本遺産が全国で18件誕生し、そのひとつとして本市の地域の歴史を語るストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」が19の構成文化財とともに認定されました。なお、古代大宰府に関わる文化財は市外にも広がっており、これまでも周辺市町と連携して保護や普及啓発を実施してきましたが、元号令和のご縁をいただいたことも契機に大宰府の観点でこの地を捉え直すこととし、令和2(2020)年6月には、代表自治体が本市から福岡県に代わり、周辺6市町の構成文化財11件を加えた広域型（シリアル型）となりました。

「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」は「世界とつながる「西の都」」、「外国使節を迎える都」、「筑紫に花咲く文化」、「先進文化の集積」の大きく4部から構成されます。筑紫に置かれた大宰府は朝廷が外交・交易を行うために設けた「西の都」であり、それは百済の宮都・

表1-2：市内に所在する日本遺産の構成文化財

構成文化財		構成文化財	
1	特別史跡 大宰府跡	11	福岡県指定民俗文化財 太宰府天満宮神幸行事
2	特別史跡 大野城跡【含：大野城市・宇美町】	12	太宰府天満宮の伝統行事
3	特別史跡 水城跡【含：大野城市・春日市】	13	万葉集筑紫歌壇【含：筑紫野市・大野城市・宇美町・基山町】
4	観世音寺 戒壇院	14	大宰府条坊跡【含：筑紫野市】
5	史跡 筑前国分寺跡	15	官道【含：筑紫野市・春日市・大野城市・基山町】
6	史跡 大宰府学校院跡	16	軍団印出土地
7	史跡 国分瓦窯跡	17	太宰府市指定記念物 般若寺跡
8	史跡 宝満山【含：筑紫野市】	18	南館跡
9	国宝 観世音寺梵鐘	19	太宰府の梅
10	太宰府天満宮		

唐の宮都にならって築かれ、東アジアの先進文化と日本の文化とが行き交う場所であったことから、その遺産が筑紫の地の随所にみられ、日本を代表する古都のひとつとして、人々を魅了しているというストーリーをとりまとめています。

しかし、令和7（2025）年2月4日の文化庁の発表により、古代日本の「西の都」が日本遺産の認定から外れた候補地域に移行しました。

1-6 計画期間

本計画は、大宰府跡が広い史跡指定地（面積33.55ha）を有する国指定の特別史跡であることを踏まえ、長期30年先を見据えつつ、計画期間を令和8（2026）年度～令和22（2040）年度の15年間（前期5年、中期5年、後期5年）と設定します。

計画の見直しは、整備の進捗状況、周辺環境や社会情勢の変化等を踏まえ、後期の期間中に行います。

1-7 計画の骨子

本計画は、9章で構成しています。『大宰府跡保存活用計画』等との整合を踏まえつつ、大宰府跡の概要、大宰府跡の価値、課題を整理し、整備基本方針、整備基本計画、公開・活用計画、管理運営計画、整備の進め方を定めます。

整備基本方針では大宰府跡の整備に関する目指す方向を長期30年を見据えて設定します。整備基本計画では令和8（2026）年度～令和22（2040）年度の15年間で行う整備内容を示します。公開・活用計画、管理運営計画では大宰府跡の整備の進捗と併せて具体的内容を記します。

整備の進め方では、令和8（2026）年度～令和22（2040）年度の15年間における整備の進め方を前期、中期、後期に分けて設定します。

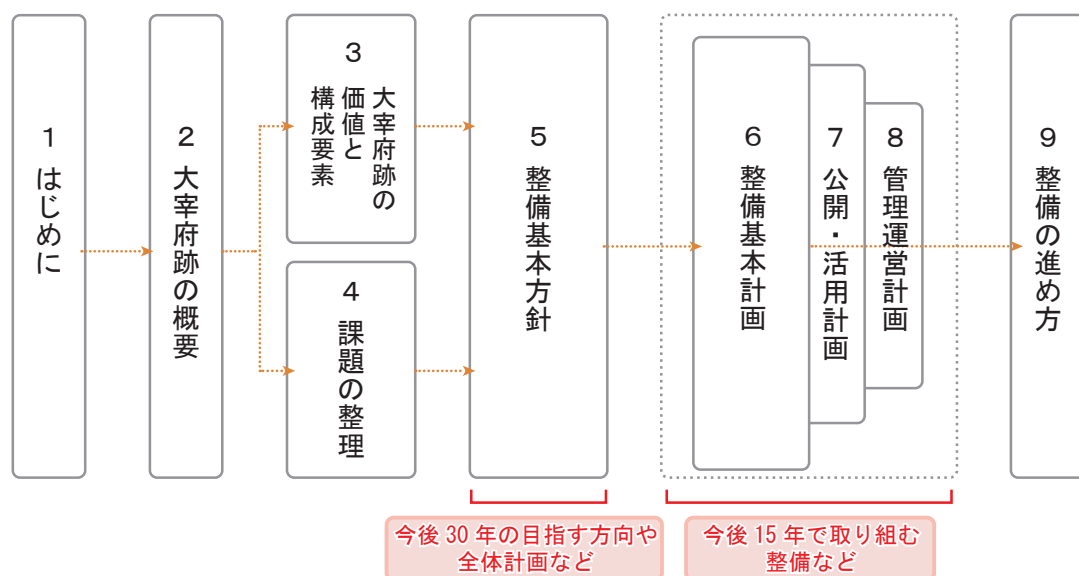


図1-6：計画の骨子